

平成27年4月1日
(2015年)

業 者 各 位

水 道 経 理 課

施工体制台帳及び施工体系図の作成及び提出について

このことについて、建設業法等の一部を改正する法律により改正された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法施行規則等の一部を改正する省令が、平成27年4月1日から施行されました。

これに伴い、公共工事における施工体制台帳及び施工体系図の作成及びその写しの提出の範囲については、下請契約を締結する全ての工事に拡大されましたが、本市においては、下請契約の有無に関らず、全ての工事とします。

また、施工体制台帳及び再下請負通知書の記載事項として外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況が追加されました。

つきましては、平成27年4月1日以降に公告をする建設工事について適用しますので、お知らせします。